

根拠法令	農地法（第4条、第5条）	担当課 担当係 電話番号	担い手・農地マネジメント課 農地調整係 0742-27-7412
制度の概要	農地を農地以外のものに転用する場合（4条）、あるいは農地を農地以外のものに転用するため、その土地について、所有権、賃借権等の権利を移転し又は設定する場合（5条）には、知事の許可を受けなければならない。		
目的	国土の計画的かつ合理的な土地利用の観点から、農業と農業以外の目的のための土地利用計画との調整を図りつつ、優良農地を確保することによって農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを目的とする。		
対象地域	県内全域		
規制内容	<p>1 農地法第4条の転用許可</p> <p>(1) 転用規制の対象 農地を農地以外のものにすること。</p> <p>(2) 転用手続</p> <p>ア 申請者 農地を転用しようとする者</p> <p>イ 許可権者 転用しようとする農地が、市街化区域外に存する土地の場合は知事。（但し4条を超える場合、知事は農林水産大臣と協議）</p> <p>ウ 申請手続 許可を受けようとする者は、農地転用許可申請書を、転用しようとする農地の所在する市町村農業委員会を經由し知事に提出する。</p> <p>2 農地法第5条の転用許可</p> <p>(1) 転用規制の対象 農地を農地以外のものにするために、所有権を移転し、又は賃借権等の権利を設定、移転すること。</p> <p>(2) 転用手続</p> <p>ア 申請者 契約等の当事者が原則連署して行う共同申請</p> <p>イ 許可権者 農地法4条の場合と同様</p> <p>ウ 申請手続き 農地法4条の場合と同様</p> <p>3 市街化区域内に存する農地の転用</p> <p>市街化区域内に存する農地については、あらかじめ市町村農業委員会に届出を行えば、転用許可は要しない。</p> <p>(1) 届出者 市街化区域内に存する土地を転用しようとする転用者（4条）又は契約等の当事者（5条）</p> <p>(2) 届出先等 届出をしようとする者は、農地転用届出書に、必要書類を添付して、転用しようとする農地がある市町村の農業委員会にあらかじめ届出を行う。</p>		

